

岐阜県公報

第二千八百二十六号
平成二十九年二月二十八日
(火曜日)

目 次

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会) 九九（ページ）

告 示

有害興行の指定

(私学振興・青少年課) 九九

保安林の解除をしようとする旨の通知

(治 山 課) 一〇〇

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業・金融課) 一〇二

県営土地改良事業の変更計画の決定

(農地整備課) 一〇三

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年二月二十八日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第五号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十三年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

付則第十項及び第十一項中「附則第二十一項」を「付則第二十一項」に改める。

付則第十二項中「附則第二十一項」を「付則第二十一項」に改め、同項第二号中「及び新事務棟内」を「新事務棟内及び新事務本館内」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第八十一号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規

定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十九年二月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種類	題名	場	配給会社名
映画	ぐしよ濡れ女神は今日もイク!		トービー映画
映画	結婚前夜 やさしく捧げて		トービー映画
映画	来訪者×痴女遊戯		トービー映画
映画	野獣の性欲 淫らに美しく		新興映画

2 指定年月日

平成29年2月28日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十九年二月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

1 解除予定保安林の所在場所

岐阜市大洞三丁目四〇〇の1、四一〇の1、四二〇の1、四三〇の1、四四〇の1、四四〇の3、四五〇の1、四六〇の1

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十九年二月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

1 解除予定保安林の所在場所

岐阜市大字洞字北山一―二六の二（国有林）、一―二六の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十九年二月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

1 解除予定保安林の所在場所

中津川市手賀野字斧戸七四六の二二四・七四六の二三〇・七五六の一四七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）七五六の一五一

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由

指定理由の消滅
 （「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十九年二月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所

恵那市大井町字観音寺二六九五の七一〇（次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由

指定理由の消滅
 （「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十九年二月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所

恵那市大井町字観音寺二六九五の七〇九

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十九年二月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所

土岐市土岐津町土岐口字西山二二九九の一（次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由

指定理由の消滅
 （「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

内容を告示する。

平成二十九年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

山県市富永字滝ヶ平一―一二の八、一―二八の五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十九年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

本巣市根尾黒津字東倉見三七二の五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年二月二十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年二月十七日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ヤナゲン 外四者

三 建物の名称及び所在地

ヤナゲン大垣本店
大垣市高屋町一丁目五六番地

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤナゲン 代表取締役 小山秀雄

大垣市高屋町一丁目五六番地 外四者

（変更後）株式会社ヤナゲン 代表取締役 遠藤正行

大垣市高屋町一丁目五六番地 外四者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤナゲン 代表取締役 小山秀雄

大垣市高屋町一丁目五六番地 外十九者

（変更後）株式会社ヤナゲン 代表取締役 遠藤正行

大垣市高屋町一丁目五六番地 外七者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年二月二十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び揖斐県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年二月十七日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ヤナゲン

三 建物の名称及び所在地

トミタヤ池田店

揖斐郡池田町池野字下田山道下四一五番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) フードタウン池田店

揖斐郡池田町池野字下田山道下四一五番一 外

(変更後) トミタヤ池田店

揖斐郡池田町池野字下田山道下四一五番一 外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤナゲン 代表取締役 小山秀雄

大垣市高屋町一丁目五六番地

(変更後) 株式会社ヤナゲン 代表取締役 遠藤正行

大垣市高屋町一丁目五六番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社フードセンター富田屋 代表取締役 大平克郎

大垣市伝馬町三三番地

(変更後) 株式会社トミタヤ 代表取締役 芋縄隆史

瑞穂市田之上一六八

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
岐阜一期地区 (杉戸池地区)	各務原市役所	平成二九・二・二八から 同 三・二九まで

平成二十九年二月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社